

被扶養者認定申請に必要な書類

静岡鉄道健康保険組合

被扶養者の認定は、「被扶養者異動届」に次の書類を添付し（省略できる書類あり、下記参照） 認定事由発生日（被保険者と同時加入、認定申請者の退職・出生・結婚等）から**30日以内**にご提出ください。

また、60歳未満の配偶者を認定申請する場合は、「国民年金第3号被保険者関係届」もご提出ください。

1. 「被扶養者現況届」
2. 続柄および同居を証明する書類
3. 収入を証明する書類
4. その他の書類（別居の方を扶養する場合・他に扶養者がいる場合等）

◆30日以上経過後に当組合で受付した場合は、書類の受付日を認定日としますのでご注意ください。（出生を除く）

◆異動届に不備がある場合または添付書類に不足がある場合は、書類を返戻しますので再提出してください。書類受付日は当初の受付日としますが、遅延状況によっては申請書類が揃った日とする場合もあります。

◆「被扶養者異動届」には必ずマイナンバーを記入してください。（マイナンバーの届出がないと、健康保険組合と行政機関や医療機関との情報連携が行われず、医療機関において資格確認ができない場合があります。）

1. 「被扶養者現況届」の省略

- ・中学生以下の子供は添付省略
- ・高校生以上の学生は、現況届に代えて学生証または在学証明書のコピーを添付（夜間学生を除く）

2. 続柄および同居を証明する書類

- ・住民票原本を添付（続柄等省略のないもの・世帯全員が記載されているもの）
（注意）マイナンバーの記載がある場合は、塗りつぶしたものを提出してください。
- ・別居家族の認定申請（住民票に載らない）は被保険者との続柄がわかる戸籍謄本等を添付。
- ・健保加入歴があり、被保険者との続柄及び同居・別居が確認できる場合は省略可
- ・被保険者との結婚により被扶養者となる場合は、婚姻日が確認できる書類（戸籍謄本等）または扶養開始日がわかる書類を添付

3. 収入を証明する書類

- 現在、収入がない方

収入の状況		添付書類
前年から引き続き収入がない場合		「所得証明書」または「非課税証明書」（市町村区役所で発行）
収入がなくなった	(1)退職して収入がなくなった方	「脱退連絡票」及び失業手当の受給状況により下記の書類
	①受給予定の方	「雇用保険受給資格者証」両面のコピーまたは「離職票」コピー
	②受給終了した方	受給終了日の記載がある「雇用保険受給資格者証」表裏両面のコピー
	③受給しない方	「離職票」または「雇用保険資格喪失確認通知書」のコピー 「離職票」等がない方、失業手当を受給できない方は「被扶養者現況届」にその理由を記入してください。
	④妊娠出産・病気等で、受給延長の手続きをした方	「雇用保険受給期間延長通知書」のコピー
	(2)自営業を廃業した方	「廃業届」コピー及びその他の収入を証明する書類
(3)その他		収入がなくなったことを証明する書類

●現在、収入がある方

収入の状況		添付書類
収入がある方	給与収入(パート・アルバイト)がある方	直近3ヵ月分の「給与明細書」コピーまたは「雇用契約書」コピー ※前年度から就労状況が変わらない場合は「源泉徴収票」コピー+通勤手当がわかる書類でも可 ※賞与がある場合は賞与額がわかる書類のコピーも添付 ※2ヵ所以上でパート等をしている場合は、勤務先全ての「給与明細書」コピー等 ※雇用契約変更等による収入減で認定申請する場合は、契約更新後の雇用契約書コピー等（時給、労働時間、労働日数の記載により収入金額が認定範囲内であることが証明できるもの）
	年金収入がある方 (障害年金・遺族年金を含む)	受給しているすべての年金の直近の「年金振込通知書」または「年金支払通知書」等コピー、(ハガキは両面をコピー)
	農業・自営業・不動産収入などの収入がある方	直近の「確定申告書」コピー 経費の内訳がわかる「収支内訳書」「損益計算書」等コピーも添付
	利子・投資収入がある方	※被扶養者認定において認められる経費は、税法上の経費と異なるため、所得が130万円以内であっても、当組合で総合的に判断し、被扶養者として認められない場合があります。
	雑収入(原稿料・印税・講演料等)がある方	
	健康保険の傷病手当金・出産手当金を受給中の方	傷病手当金・出産手当金の「支給決定通知書等」コピー ※給付日額3,612円(60歳以上・障害の方は5,000円)未満は、被扶養者として認定することができます。
	雇用保険の失業手当等を受給中の方	「雇用保険受給資格者証」両面のコピー ※給付日額3,612円(60歳以上・障害の方は5,000円)未満は被扶養者として認定することができます。

※パートと年金など2つ以上の収入がある場合は、全ての収入について現況届にご記入の上、収入を証明する書類を添付してください。

※失業手当関連の書類が異動届に添付できない場合は、後日提出してください。

※認定後、失業手当の受給を開始した場合は、速やかに異動届(削除)に「雇用保険受給資格者証」(受給開始日の記入があるもの)および保険証を添付し届出してください。

(失業手当日額が3,612円未満の場合は引続き認定します。「雇用保険受給資格者証」(両面)コピーを提出してください。)

4. その他の書類(別居の方を扶養する場合・他に扶養者がいる場合等)

子どもの出生の認定で、配偶者が被扶養者でない場合	配偶者が被扶養者でない場合は配偶者の収入を証明する書類 (異動届に配偶者の年間収入を記入した場合は省略可) ※共働きの場合は基本的に収入の多い方の扶養となります。
子ども・父母などの扶養者を変更する場合	扶養者を変更することとなった事実がわかる書類 + 収入を証明する書類 ※同一世帯に、被保険者より優先して扶養すべき人があるときは、優先して扶養すべき人の収入証明書類を添付。(例：被保険者の母を被扶養者として申請するときに同居の父がいる場合は、父の収入を証明する書類を添付。) ※扶養の実態(家計費の負担等の詳細)を調査する場合があります。
別居の方を扶養する場合	被扶養者として認定申請する方の収入確認書類及び送金証明書書類3ヵ月分 留学で海外居住の方については、査証(ビザ)学生証コピー等 ※手渡しなどで送金を確認できない場合の認定は不可(単身赴任、一時的な別居または子どもが学生で別居の場合の送金証明は不要) ※二世帯住宅や同一敷地内の別棟で家計が別である場合や、住民票の世帯分離をしている場合は別居の取扱いとなります。

●適切な被扶養者認定のために必要がある場合は、さらに書類の提出を求める場合があります。

●収入要件(就職、収入増、雇用保険受給開始等)または被保険者との続柄等要件(離婚、扶養異動、別居等)により、被扶養者資格がなくなった場合は速やかに「被扶養者異動届」を提出し、被扶養者資格の削除の手続きを行ってください。

●健康保険組合は毎年、事業所を通じ被扶養者資格があるか調査を行います。「被扶養者調査票」及び添付書類を提出しない場合は、被扶養者として認定し続けることはできません。

●被扶養者資格がなくなった場合は、遡って医療費の返還を求めることとなります。